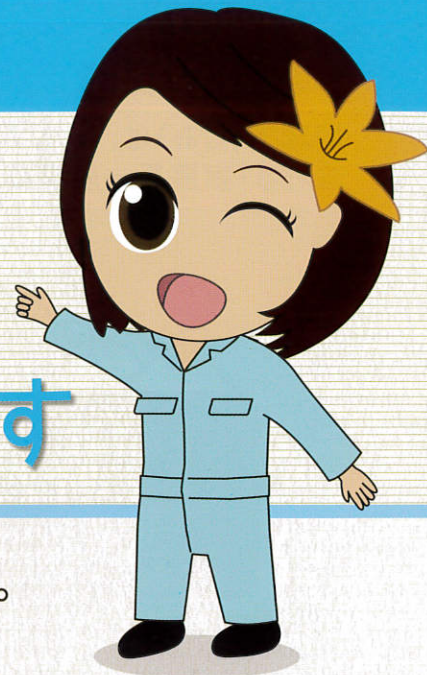


平成30年4月1日から

事業系ごみの 処理手数料を改定します



事業系ごみ処理手数料を平成30年4月1日に改定します。
改定後の手数料は表1のとおりとなります。

表1:事業系ごみ処理手数料(単位:10kg当たり)

種別	改定前	改定後	搬入施設
燃えるごみ	50円	150円	クリーンセンター
燃えないごみ	100円	150円	リサイクルセンター
資源物	50円	無料	

店舗・会社・工場・事務所などの営利を目的とするものだけでなく、病院・学校・官公署などの公共サービス等を含めて、事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業系廃棄物(事業系ごみ)です。事業系ごみは一般廃棄物と産業廃棄物に大別され、法律で定められた産業廃棄物以外の廃棄物が一般廃棄物です。また、法律で事業系ごみは事業者自らの責任で処理しなければならないことが定められています。このことから、事業系ごみは家庭ごみを出すために設置しているごみステーションに出すことはできません。事業系一般廃棄物は市で処理していますが、廃棄物の種別によって、直接クリーンセンターまたはリサイクルセンターに搬入し、表1のごみ処理手数料を納めるか、市が許可をしている業者に収集・運搬を委託してください。許可業者は日光市ホームページでご確認ください。事業系ごみも、きちんと分別をして、ごみの減量化・資源化にご協力をお願いします。

※ごみが産業廃棄物の場合は、産業廃棄物収集・運搬許可業者に依頼してください。

【お問い合わせ先】

公益社団法人 栃木県産業廃棄物協会

電話番号：028-632-5575

ホームページ：<http://www.tochigi-sanpai.or.jp/>



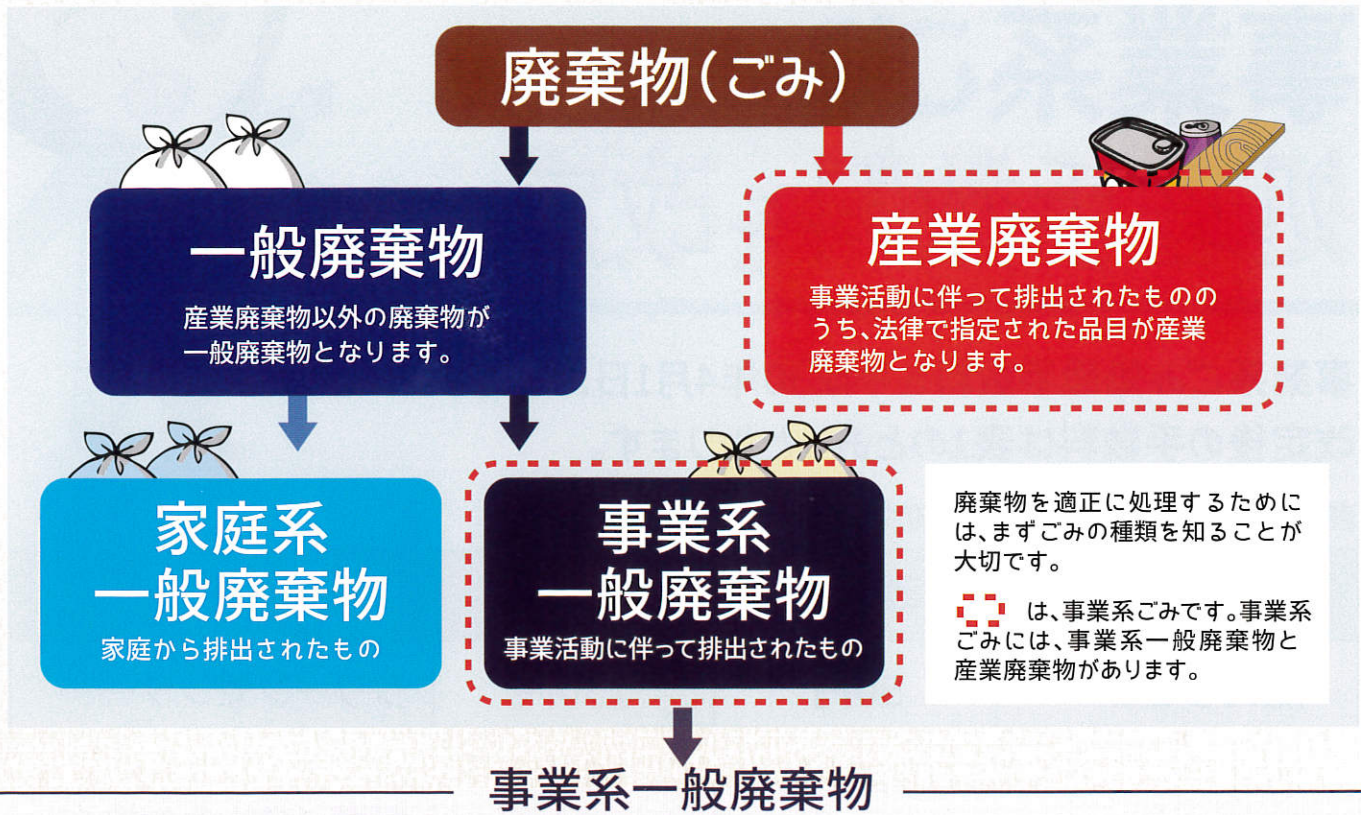
環境にやさしい循環型社会の実現ために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を考え、協力してごみの減量化・資源化を進めましょう!

日光市

廃棄物の分類と処理

◎廃棄物の分類

廃棄物(ごみ)は、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられ、さらに「一般廃棄物」には家庭から排出される「家庭系一般廃棄物」と、事業活動に伴って排出される「事業系一般廃棄物」があります。



事業活動に伴って排出されるものは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、事業者自らの責任において処理することが定められています。そのため、クリーンセンターまたはリサイクルセンターへ直接持ち込むか、日光市一般廃棄物処理業の許可を持った事業者へ依頼して処理します。

※日光市一般廃棄物処理業の許可業者は市のホームページに掲載しています。

よくある質問



1 事業系ごみを地域のごみステーションに出したいのですが？



地域のごみステーションは家庭ごみの排出場所と定められていますので、事業系ごみを排出することはできません。ごみステーションに排出した場合は、不法投棄とみなされ法律違反で罰せられる場合があります。



2 どうして事業系ごみは市で収集しないの？



廃棄物処理法第3条第1項の規定により、事業活動に伴って生じたごみは、事業者が自ら適正に処理する責任があるためです。廃棄物の減量化・資源化をより一層推進するため、ごみを排出した事業者の責任により、自ら処理していただくこととなります。



3 住居兼店舗で商売をしているが、この場合、ごみの区分はどうすればよいですか？ 家庭系と事業系のごみが出ます。



まずは日常生活から発生する家庭系のごみと、ご商売で発生する事業系のごみを区分していただき、それぞれを適正な処理ルートで処理していただきますようお願いします。



4 一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約するにはどうすればいいの？



排出するごみの種類、排出量に応じて条件の合う許可業者を選び、個別に契約をして下さい。許可業者一覧は市ホームページでも検索できます。

<http://www.city.nikko.lg.jp/haikibutsu/guide/seikatsu/gomi/documents/kyokagyousha.pdf>